特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	ふるさと思いやり寄附金に係るワンストップ特例申請制度 関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、ふるさと思いやり寄附金に係るワンストップ特例申請制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を

行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを を宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和7年6月25日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	ふるさと思いやり寄附金に係るワンストップ特例申請制度関係事務				
②事務の概要	ふるさと思いやり寄附金に係るワンストップ特例申請制度に関する事務を行う。 ・紙の寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例申請書)の受付を行い、適切な年限保存する。 ・「ふるさと納税do」自治体マイページを経由したオンライン申請について、申請を受理し、特定個人情報を含む寄附者データをシステム内で保存する。 ・「さとふる」を経由したオンライン申請について、申請を受理し、特定個人情報を含む寄附者データを「ふるさと納税do」にcsv連携しシステム内で保存する。 ・上記3点の方法で得た特定個人情報を含む寄附者データを、寄附金税額控除のため税務課市民税係に共有する。				
③システムの名称	ふるさと納税管理システム				
2. 特定個人情報ファイル	名				
ワンストップ特例申請書					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の24 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条				
4. 情報提供ネットワークシ	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>	`			
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	5担当部署				
①部署	政策企画部地域創生課				
②所属長の役職名	地域創生課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	みどり市政策企画部地域創生課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-	46-9067)			
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	みどり市政策企画部地域創生課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-	46-9067)			
9. 規則第9条第2項の適	用	[]適用した			
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	රි]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
5. 特定個人情報の提供・移転	耺(委託や情報提供ネットワー	- -クシステムを通	値じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
8. 人手を介在させる作業			[〇]人手を介在させる作業	準はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
判断の根拠				
9. 監査				

10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって7 4) 委託先における不正な6 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対象 事務に必要のないでは、 不正に使用され使用等のリスク やれるリスクへいステムを通じない、 は、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	対策 はい情報との紐付けが行われるリスクへの対策 れるリスクへの対策 れるリスクへの対策 のへの対策 の対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) て目的外の入手が行われるリスクへの対策 て不正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先との契約書の締結により	人、不正な使用	がないよう管理を行っている。

変更箇所

发 类 回 / 1				A		
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	